

事務連絡
平成31年4月1日

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会
環境教育担当課 御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する
法律施行規則の一部を改正する省令」等について

平素より文部科学行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。
今般、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則について、その一部を改正するため、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布・施行されました。

つきましては、添付の通知を貴管下市町村、学校、関係機関等に対して周知いただくようお願いします。

また、関係資料については、以下の環境省ウェブサイトをご参照くださいますようお願いいたします。

<環境省ウェブサイト>

- 施行規則等の公布及び基本方針の閣議決定について
<https://edu.env.go.jp/law.html>
- 体験の機会の場の申請要領の改正について要領改正
<https://edu.env.go.jp/system/opportunity.html>

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
環境教育推進係
電話：03-5253-4111（内線：2653）

30 文科教第 663 号
30 農振第 4072 号
20190326 産第 4 号
国総環第 119 号
環政経発第 19032901 号
平成 31 年 4 月 1 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
政 令 市 長
中 核 市 長
都道府県・指定都市・中核市教育委員会 〕 殿

文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)

農林水産省農村振興局長
(公印省略)

経済産業省産業技術環境局長
(公印省略)

国土交通省総合政策局長
(公印省略)

環境省総合環境政策統括官
(公印省略)

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等について (通知)

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年法律第 130

号。以下「法」という。)に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)の変更を昨年6月26日に閣議決定しましたが、本日、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。)について、その一部を改正するため、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成31年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)が公布・施行されました。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村、学校、関係機関等に対して周知いただくようお願いいたします。

記

1 規則の改正の趣旨

基本方針については、法の附則において、施行後5年経過を目途に法の施行状況等の検討を踏まえた必要な措置を講ずることとされていたことを受け、平成30年1月に環境教育等推進専門家会議を設置し、その検討結果を踏まえた見直しを行いました。基本方針では、人々の環境配慮行動や環境教育等の実施状況、環境教育を取り巻く昨今の動向等に鑑み、「持続可能な社会づくりへの主体的な参加」を育むための体験活動を環境教育において特に重視すべき手法と捉えるとともに、法に基づく「体験の機会の場」の認定の促進を図ることとしています。これらを踏まえ、「体験の機会の場」の認定促進を図るために、本改正を行ったものです。

改正の内容は、次のとおりですが、これらはいずれも、「体験の機会の場」認定制度に求められる水準を損なうことなく、申請や認定後の報告等に関する事業者の負担を軽減することにより、認定を受けるメリットを高めようとするものです。

- (1) 「体験の機会の場」で行う事業に3年以上従事した経験を有する者等により行われることとされていた認定の要件について、事業者が認定を受けようとする上で過度な負担や妨げになっていることから、1年以上の従事経験としたこと。(規則第8条関係)
- (2) 申請書の添付書類について、直近3年度分の事業実績の記載を求めていた点について、直前の1年度分の事業実績としたこと。(規則第9条)
- (3) 毎年度の事業報告について、報告を求める事項を具体的に定め、統一化・明確化を図ったこと。(規則第12条関係)

2 「体験の機会の場」認定制度の概要及び目的

法に基づく「体験の機会の場」認定制度は、土地・建物の所有権又は使用収益権等を有する国民、民間団体が、その土地・建物で提供する「体験の機

会の場」について、都道府県知事等の認定を受けることのできる制度です。「体験の機会の場」を活用することには以下のようなメリットが挙げられます。

【「体験の機会の場」を活用するメリットの例】

- ・環境教育を行う実施者の技能等に関する認定要件を満たすことから、環境教育としての高い効果が期待できる。
- ・参加者の安全を確保する措置が講じられており、安心して活用することができる。
- ・地域の資源を活用した環境教育に資するものである。

また、「体験の機会の場」認定制度の意義や事業成果、活用事例等を広く周知することにより、民間事業者等の環境教育を促進し、ひいては、国民に多様な体験活動の機会を提供し、環境保全への参加意識を高めることにつながるものでもあります。さらに、このことは、地方公共団体の環境教育施策の充実に寄与するものです。

3 「体験の機会の場」認定制度の運用における留意点について

「体験の機会の場」認定制度の積極的な活用に向け、その運用に当たっては、特に、以下の点に御留意願います。

ア 関係各省申合せによる「体験の機会の場の認定の申請要領」及び「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく体験の機会の場の認定に関する運用について」も本日一部改正を行ったところである。これらの一部改正は、申請者に対し、「体験の機会の場」での安全の確保を図るための措置に関して求められる具体的な事項を含め認定基準をより明確に示すとともに、申請の際の事務的な負担を軽減する趣旨で行ったので、これらの一部改正も踏まえた運用に努めるものとする。

イ 「体験の機会の場」に認定された事業者に対しては、平素からの連絡や現地確認等を通じて、その事業状況を把握すること。

ウ 環境教育における体験活動は地域の資源を活用するなど特定の地域からの視点を持ったものとする。ことで、人と環境との循環と共生に関する俯瞰的な理解の促進や、地域の価値や活力の向上などの効果が創出され、第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）において掲げられた「地域循環共生圏」の創造にも寄与するものである。特に、「体験の機会の場」については、地域を超えた交流を促進したり、地域の環境保全のポテンシャルを発信したりする場にもなることを踏まえ、「体験の機会の場」の事業成果や取組事例等について広く周知するとともに、環境教育を行う際に積極的な活用を図ること。